



平成 29 年 11 月 21 日

各 位

会社名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

**当社の株券等に対する公開買付けにおける WPP グループの応募及び
提携関係解消の合意について**

Bain Capital Private Equity, L.P. 及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）によって保有・運営されているビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー（BCPE Madison Cayman, L.P.）（以下、「公開買付者」といいます。）が平成 29 年 10 月 3 日より実施しております当社の発行済普通株式（第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権（以下、併せて「本新株予約権」といいます。）の行使により交付される当社普通株式を含みます。）及び本新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関し、公開買付者は、本日付で、ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴィ（WPP International Holding B.V.）（以下、「WPP」といいます。）との間で、WPP が保有する当社株式の全て（当社の発行済株式数に対する割合は 24.96%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。

また、平成 29 年 11 月 6 日付当社プレスリリース「WPP グループによる当社に対する仲裁の申立てに関するお知らせ」及び平成 29 年 11 月 14 日付当社プレスリリース「WPP グループによる仮処分命令の申立てに関するお知らせ」のとおり、WPP plc 及びそのグループ会社（以下、「WPP グループ」と総称します。）は、当社に対する仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」といいます。）を行った旨を当社に対して通知しており、また、東京地方裁判所に対し、当社に対する仮処分命令を求める申立て（以下、「本仮処分命令申立て」といいます。）を行っていたところ、ベインキャピタルは、本日付で、WPP グループとの間で、これらの本仲裁申立て及び本仮処分命令申立ての取下げ等について合意する旨の基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結したとのことです。公開買付者によれば、本応募契約及び本基本合意書の内容は、大要以下のとおりとのことです。

1. 本応募契約の内容

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の主要株主かつ筆頭株主である WPP との間で、平成 29 年 11 月 21 日付で本応募契約を締結し、WPP がその所有する当社普通株式の全て（10,331,100 株、所有割合 24.9%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことです。

本応募契約においては、

- (i) 公開買付者が本応募契約上の義務を全て重要な点において遵守していること、
- (ii) 本応募契約上の公開買付者の表明及び保証（注）が全て重要な点において真実かつ正確であること、並びに
- (iii) 当社の応募推奨意見が維持されていること

が、WPP による応募の前提条件とされているとのことです。

本応募契約において、公開買付者は、

- (i) (a) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴い金融商品取引法上必要とされる公開買付け期間の延長、(b) 本公開買付け価格の引上げ、(c) 第三者による公開買付けに伴う本公開買付けの条件の変更、(d) 当社の株主の持分を希釈化する当社の株式、新株予約権その他の証券の発行、又は、当社若しくはその事業の価値を毀損するその他の変更に伴う本公開買付けの条件の変更、又は (e) 法令上必要とされる本公開買付けの条件の変更を除き、公開買付けの条件を変更しない義務、
- (ii) 本応募契約の存在及び内容、その交渉経緯並びに本応募契約の締結又は履行に関して相手方から受領した情報に関する秘密保持義務、
- (iii) 本応募契約上の地位及び本応募契約に基づく権利義務について譲渡、承継、担保設定その他の処分をしない義務

を負っているとのことです。

なお、WPP が、その任意の裁量により、上記の前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。また、本応募契約において、WPP は、公開買付者が本応募契約上の義務を全て重要な点において遵守していること及び上記の WPP による応募の前提条件が充足されていることを条件として、本公開買付けへの応募を撤回しないものとされているとのことです。

（注） 公開買付者によれば、本応募契約において、公開買付者は、WPP に対して、①適法かつ有効な設立・存続、②本応募契約の締結に係る権利能力及び行為能力並びに社内手続の履践、③本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、並びに⑤許認可等の取得について表明及び保証を行っているとのことです。

2. 本基本合意書の内容

公開買付者によれば、ベインキャピタルは、WPP グループとの間で、平成 29 年 11 月 21 日付で本基本合意書を締結し、WPP グループによる本仲裁申立て及び本仮処分命令申立ての

取下げ等について合意しているとのことです。

本基本合意書において、ベインキャピタル及びWPPグループは、

- (a)WPPグループが、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けに係る決済開始日付で、
- (i)本仲裁申立て及び本仮処分命令申立てを取り下げ、かつ、再び申立てを行わないこと、
 - 及び(ii)当社普通株式を非公開化することを目的とした取引に関連するWPPグループの請求に関して本公開買付けに係る決済開始日以前に存在し又は発生した事項を理由とする、平成10年8月3日付Co-operation and Alliance Agreement（提携協力契約）（その後の変更内容を含み、以下「CAA」といいます。）及び同日付Stock Purchase Agreement（株式売買契約）（その後の変更内容を含み、以下「SPA」といいます。）を含む資本・業務提携関係（以下、「本資本・業務提携」といいます。）に関するWPPグループと当社との間の既存の合意に起因又は関連する、現に存在する又は潜在的な請求について、当社との間で、互いに請求をしない旨の合意をすること、
- (b)本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済開始日に、CAA及びSPAを含む本資本・業務提携に関するWPPグループと当社との間の既存の合意が全て終了されること、
- (c)公開買付者による当社の完全子会社化後直ちに、ベインキャピタル及びWPPグループの間で、当社の持分を直接又は間接的に保有するLimited Partnership等に対してWPPグループが25%程度の出資（以下、「本持分取得」といいます。）をする可能性について協議すること、
- (d)ベインキャピタル及びWPPグループは、かかる本持分取得の諸条件について誠実に協議をすること、但し、その場合でも、WPPグループは、当社に対する影響又は支配を及ぼさないこと、また、WPPグループの拒否権は、ベインキャピタルと当社との間の重要取引に対する拒否権及び支配権を有しない少数株主が有するのが適切な他の類似の権利に限定されること、
- (e)本持分取得に関連して、新たな事業上の協力関係その他の類似の合意について誠実に協議すること、並びに(f)本基本合意書は法的拘束力がないこと
- を合意しているとのことです。なお、本持分取得の有無、条件及び時期については、現時点では未定であり、WPPグループが当社に対して直接出資をする予定はないとのことです。

3. 今後の見通し

既にお知らせしているとおり、当社は、平成29年10月2日付けで、CAA及びSPAに基づくWPPグループとの本資本・業務提携を解消すること、及び、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

当社においては、本応募契約及び本基本合意書は、かかる決議を踏まえ、WPPグループの保有する当社株式の本公開買付けへの応募及び本資本・業務提携の解消につき、ベインキャピタルとWPPグループとの間で合意に至ったものと考えており、これを受け、当社における、

本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見に変更はございません¹。

以上

¹ 本応募契約及び本基本合意書の締結を受け、平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「ベインキャピタルによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の 3. (2) ③「(オ) マジョリティ・オブ・マイノリティに当たる買付予定数の下限の設定」の記載は妥当しないこととなりますが、同 3. (2) ③ (ア) から (エ) 及び (カ) に記載した措置を通じて、当社の少数株主の利益への配慮がなされているものと考えております。